

2026 最低賃金

ここ数年、過去最大の引き上げを更新している最低賃金ですが、今年度も大幅な引き上げが決定されました。改定額の全国加重平均は 1,177 円で昨年度の 1,121 円から 56 円の引き上げとなりました。引き上げ額が 60 円を超える県もあり、昨年は全ての都道府県で 1,000 円を超えましたが、来年度には 1,100 円を超えるものと思われます。

最高額は東京都の 1,280 円、最低額は宮崎県の 1,085 円となっています。

《10 月以降の給与改定》

現在の給与設定額を確認し、改定予定日以降の給与改定が必要であれば忘れずに行うようにしてください。時給計算の方は確認を取りやすいですが、月給の方は下記算式に当てはめて計算します。

$$\text{月給} \div \text{月平均労働日数} \div \text{1 日の労働時間} = \text{時給}$$

※月給には臨時に支払われる賃金や残業代等は含まれません。

ベースアップ評価料に伴う手当は含まれます。

人件費の増加が続いている状況です。人件費増加の影響を踏まえた上で適切な経営を行うようご注意ください。

橋本会計お客様地域の最低賃金2026

番号	都道府県名	改定額	現状	引上げ額	改定予定年月日
1	岩手県	1,090	1,031	59	2026年12月1日
2	宮城県	1,098	1,038	60	2026年10月1日
3	秋田県	1,090	1,031	59	2026年10月14日
4	山形県	1,092	1,032	60	2026年10月30日
5	茨城県	1,136	1,074	62	2026年10月18日
6	栃木県	1,125	1,068	57	2026年10月1日
7	群馬県	1,120	1,063	57	2026年10月3日
8	埼玉県	1,196	1,141	55	2026年10月1日
9	千葉県	1,195	1,140	55	2026年10月1日
10	東京都	1,280	1,226	54	2026年10月1日
11	神奈川県	1,279	1,225	54	2026年10月1日
12	静岡県	1,154	1,097	57	2026年10月15日
	全国平均	1,177	1,121	56	

歯科会計®

最近の税務調査動向

税務署は7月に人事異動が終わり、8月～12月頃は一番税務調査が入りやすいタイミングとなります。橋本会計でも8月以降3件の税務調査がありましたが、指摘事項は過去の調査と同様に、私的費用（家事関連費）の混入に関するものがほとんどです。

特に指摘を受けやすい主要3項目について、経費となる要件と事前対策について下記にまとめました。税務調査で指摘を受けないための基本は、「後から見て、税務署に説明できる状態をつくっておくこと」です。領収書やレシートの保管だけでなく、「誰と」「何の目的で」利用したのかメモを残す習慣をつけていただくよう、日頃の帳簿書類の整備をお願いいたします。

勘定科目	対象項目	経費性の判断・注意点	必須となる事前対策
1. 旅費交通費	旅行代・出張費	家族旅行、親族役員のための旅行は 不可 。	行程表、案内状、学会参加証等を保存して目的を明確化する。
		業務上の目的が曖昧な費用は否認リスク高。	
	交通費・ICカード	ICカードチャージ代自体は 不可 （利用時に計上）。	電車代等は利用明細（履歴）を印字して準備。
		ICカードでの物販購入分は別管理が必要。	ICカード物販利用時は個別の領収書を提出。
2. 接待交際費	飲食代	家族との食事、一人分の食事は 不可 。	領収書裏面等に相手先の名称・氏名および事業関連性を明記する。
		休診日、自宅近く、月数回の繰り返し利用は特に重点チェック対象。	スタッフ食事はその旨を記載。
	贈答品・お歳暮	高額な商品券・ギフトカード等は指摘を受けやすい。	お中元・お歳暮等は送付先の相手先リストを保存・明記する。
		高額ブランド品等は相手先に所得税が課税されるリスクあり。	
	ゴルフ費用	高頻度の利用は事業の必要性を疑われ指摘対象となりやすい。	飲食代と同様に、同伴した相手先の名称・氏名を明記・保存。
3. 消耗品費	スーパー等での購入	生鮮食品、日常品等、個人の生活費に関するものは 不可 。	個人の生活費と混同しないよう、医院専用品のみ購入し管理。
		1人分の飲み物・食べ物等も経費不可。	
	デパート等での購入	衣料品は診療用の「診療着」のみ可。	診療用であることが証明できる領収書・明細を保管。
		学会等着用品でも スーツやバッグ・靴等は経費不可 。	
	ネット購入品	カード明細のみでは購入内容の特定ができず否認されるリスクあり。	購入品ごとの「注文詳細・領収書（明細）」を都度印刷して提出・保管。

資産承継

非上場株式等の相続税評価改正の見込

今年の 8 月に国税庁において「取引相場のない株式の評価に関する有識者会議」が行われました。会議においては、上場していない会社の株式や医療法人の出資持分などの相続税評価（いわゆる非上場株式等の相続税評価）の手法の見直し案が示されました。

これに伴い、今後非上場株式等の相続税評価額の算定方法が大きくかわることが予定されています。具体的な手法の公表はこれからですが、現状示されている主な改正の方向性について以下解説します。

<改正の方向性>

（①会社の規模別の区分の廃止）

現行法では、売上高・総資産額・従業員数などをもとに会社規模を区分し、その規模区分に応じた異なる評価方式が採用されています。異なる規模の企業間の不公平の是正も考慮し、会社規模にかかわらず一つの共通の評価方式を適用する方向性となっています。

（②類似業種比準方式の廃止）

現行法では、同業の上場企業の株価の水準を評価の要素に取り入れる計算方式が採用されています。この類似業種比準方式は論理的な根拠や実証的な裏付けが乏しいとの見地から、廃止する方向性となっています。

（③利益の状況を加味する方式の採用）

新しい評価方法として、過去数年の平均利益から算定する超過収益を当該法人の簿価純資産に加減する方式が検討されています。さらに、この評価にあたっては一時的な役員報酬の増額、役員退職金を含めた非経常的な損益を調整した正常利益を用いる方向性となっています。

<改正の影響>

上記①～③の改正の方向性をみると、会社規模にかかわらず画一的な評価方針を策定する方針であり、加えて従来の方式の中で行われてきた株式の評価額を圧縮する行為への対応を図ろうとする様子がうかがえます。

あらたな評価方法が将来施行された場合には、株式や出資持分の相続税評価額が著しく増大するケースや逆に減少するケースそれぞれ起こりえることになります。

おそらく 2027 年の税制改正大綱に反映され、早くて 2028 年ごろから新方式が適用される見込みですので、今後の動向に注意が必要です。